

記載例

1枚目

[記載上の留意事項]

- (1) 本対照表は、地方税法等の一部を改正する法律（令和8年3月31日法律第2号）附則第14条第19項又は地方税法附則第56条第14項の規定による償却資産の代替資産に対する課税標準の特例を適用するため、被災代替償却資産特例申告書に添えて提出していただくものです。
- (2) 左側「被災（対象区域内）償却資産」欄には、東日本大震災及びそれに伴う原子力災害により滅失・損壊（原子力災害の場合は居住困難区域内に所在していたことのみで可）した償却資産を記載してください。右側「（対象区域内）代替償却資産」欄には、当該滅失・損壊した償却資産の代替えとして取得又は改良した償却資産について記載してください。
- (3) 右側「（対象区域内）代替償却資産」欄には、償却資産申告書に添付する種類別明細書（増加資産・全資産用/第26号様式別表1）の資産の行ごとに記載してください。
- (4) 資産の名称で、使用目的・用途の判断ができないものについては、摘要欄にその使用目的・用途等を記載してください。

記載要領

「被災（対象区域内）償却資産〔課税台帳登録資産〕」及び「（対象区域内）代替償却資産」

1 所有者名

被災（対象区域内）償却資産及び（対象区域内）代替償却資産それぞれの所有者名を記載してください。

2 資産の種類

被災（対象区域内）償却資産及び（対象区域内）代替償却資産それぞれの資産の種類を記載してください。

3 資産コード

(1) 被災（対象区域内）償却資産側の欄には、「平成23年度又は平成24年度種類別明細書」等を参照して、資産コードを記載してください。

自社電算の場合は、償却資産申告書・種類別明細書に記載している自社の資産コードを記載していただいて構いません。

なお、原子力災害に係る対象区域内償却資産の場合は、居住困難区域を指定する旨の公示があった日において、当該居住困難区域内に所在していた償却資産について記載してください（滅失・損壊していない償却資産についても対象。）。この場合、資産コードは記載不要です。

(2) （対象区域内）代替償却資産側の欄には、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課されることとなった年度における償却資産申告の際に、種類別明細書に記載する資産コードと同じものを記載してください。

原則、新規取得資産として償却資産申告書を作成いただく際に、種類別明細書に記載する資産コードと同じものとなりますので、申告書（種類別明細書）と本対照表の両方を同内容で記載のうえ提出してください。

4 資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数

被災（対象区域内）償却資産及び（対象区域内）代替償却資産それぞれの資産の名称等、数量、取得年月、取得価額及び耐用年数を記載してください。